

◆転載元情報

「写真とイラストで綴る買収国電」のホームページ『買収国電のプロフィール』
<https://rinji99100.web.fc2.com/baisyukokuden/baisyukokuden.htm>

■ 16 頁 「●二つあった買収形態」の項

27 行目「1937（昭和 12）年の盧溝橋事件をきっかけ…」
 ~ 45 行目「しかし、事前交渉は特になく、」まで。
 51 行目「戦後になって…」~ 54 行目「その様子が窺える。」まで。

■ 17 頁 「●幻に終わった買収国電線区」の見出し含む項目

41 行目「鉄道敷設法の…」~ 44 行目「ことになった。」まで。
 46 行目「この路線は渥美電鉄…」~ 55 行目「時点で放置された。」まで。
 55 行目「同鉄道には…」~ 58 行目「かもしれない。」まで。

■ 18 頁 「◆買収国電 年度別廃車・改造推移」表中

「私鉄払下げ数」「阪和・廃車・改造」「合計」の行以外すべて。
 よびその注脚
 ・「●事故車・戦災車の発生」の見出し含む項目
 4 行目「買収路線の電車は…」~ 5 行目「継続使用された。」まで。
 6 行目「初の事故廃車は…」~ 16 行目「よる広浜車が 6 両である。」まで。
 ・「●東鉄管内から買収国電の淘汰」の見出し含む項
 18 行目「東京鉄道管理局（東鉄）…」~ 22 行目「特に悲惨な状況で」まで。
 24 行目「青梅電気鉄道買収車は…」~ 46 行目「(26) 年までに淘汰された。」まで。
 ・「●買収国電の広域転配と木造車の優先淘汰」の見出し含む項
 49 行目「モハ 1 系を…」~ 50 行目「転属している。」まで。
 53 行目「大々的に行なわれ…」~ 54 行目「淘汰からである。」

■ 19 頁

15 行目「例えば宇部線には…」~ 23 行目「されたと言えよう。」まで
 ・「● 1953 年 6 月 1 日実施の称号規定改正について」の項
 41 行目「1953（昭和 28）年に実施された…」~ 44 行目「割り振られた。」まで。
 45 行目「千の位で車種を、…」~ 50 行目「充てて対応した。」まで。
 50 行目「十の位は…」~ 53 行目「当てたものの」まで。
 53 行目「対象車が…」~ 55 行目「形式もある。」まで。
 53 行目「制御・付随事業用車…」~ 59 行目「割り振られた。」まで。
 ・「● 1953 年改番後の動き」の見出し含め項
 62 行目「山陽地区の 3 線区で…」~ 64 行目「在籍していた。」まで。
 63 行目「富山港線…」~ 「され始めていた。」まで。
 65 行目「改番時点で…」~ 「廃車になった。」まで。
 70 行目「1,500V 電化線…」~ 78 行目「順次廃車となった。」まで。
 79 行目「続いて 1955…」から 83 行目「淘汰された。」まで。
 83 行目「残る可部線も…」~ 20 頁 2 行目「転出する。」まで。

※同頁「◆買収国電 1953 年度改番～1960 年の動き」表中（『阪和』の列を除く）。

■ 20 頁

5 行目「なお、富山港線…」から 6 行目「転用した。」まで。
 7 行目「淘汰車両のうち…」~ 9 行目「転用している。」まで。
 10 行目「飯田線伊那電化区間…」~ 13 行目「ことであった。」まで。
 13 行目「同時期の仙石線…」~ 14 行目「廃車となった。」まで。
 19 行目「残るは富山港線であるが…」~ 24 行目「淘汰された。」まで。
 ・「阪和形の整備・格上げとその後の買収国電」の項
 36 行目「同時期の阪和車…」~ 44 行目「廃車になった。」まで。

■ 21 頁 「●地方私鉄への払下げ」の項

9 行目「1953（昭和 28）年…」~ 16 行目「事故車 3 両を払下げ。」まで。
 17 行目「1948（昭和 23）年…」~ 18 行目「払下げされた。」まで。
 19 行目「ただ身延、豊川、伊那の…」~ 22 行目「事例が多かった。」まで。
 23 行目「1953 年改番以降に…」~ 27 行目「淘汰が進み、」まで。
 29 行目「西武鉄道による…」~ 30 行目「あげられるだろう。」まで。
 ・「●私鉄払下げ車両の傾向と終焉」の項
 33 行目「次に払下げ車両の…」~ 37 行目「理由と思われる。」まで。
 37 行目「富山港線在籍の…」~ 39 行目「理由であろう。」まで。
 39 行目「逆に宮城車が…」~ 43 行目「あったものの、」まで。
 46 行目「車種的な特徴としては、」~ 53 行目「皮肉である。」まで。

■ 128 頁 「阪和電気鉄道（南海電気鉄道山手線）」の項

1 行目「買収国電の多くが…」~ 3 行目「都市間連絡路線で、」まで。
 4 行目「同鉄道は 1923…」~ 15 行目「開通させている。」まで。
 15 行目「支線を除き…」~ 21 行目「和歌山への事業進出」まで。
 22 行目「しかしながら…」~ 23 行目「人口希薄地帯を」まで。
 23 行目「必然的に…」~ 41 行目「幕を閉じてしまった。」まで。
 41 行目「しかしその…」~ 42 行目「買収された。」まで。
 44 行目「大阪と和歌山を…」~ 45 行目「入れたことになる。」まで。